

新しい住居表示（住居表示の再整備）に伴う

会社・法人等の変更登記の 手引き

蒲 郡 市

目 次

1	まえがき.....	1
2	どんな場合に変更登記が必要か.....	2
3	登記期間.....	2
4	本店等の所在地の表示が変更になった場合.....	3
5	支店等の所在地の表示が変更になった場合.....	4
6	代表者等の住所の表示が変更になった場合.....	5
7	会社等が所有する不動産の名義人の住所変更.....	6
8	管轄法務局について.....	7
9	登記申請書の書き方について.....	8
10	記載例.....	9

1 まえがき

新しい住居表示（住居表示の再整備）が実施されますと、皆さまの会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店、主たる事務所（以下「本店等」という）、支店、従たる事務所（以下「支店等」という）の所在地や、代表者等の住所が変更されます。このことにより、管轄の法務局（7頁を参照）にて、変更登記の手続きをしていただく必要がありますので、この手引きを参照のうえ、実施日（令和8年9月19日）以降に変更登記の手続きをされますようお願いいたします。

変更登記の申請をしないと登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

なお、登録免許税については、登記申請の際、住所変更証明書（実施日以降に送付します）を添付することで、免除されます。

- ※ 本書では、会社・法人等の変更登記の手続きについてご説明いたします。
貴社が該当する項目をご覧ください、手続きの参考としてください。
- ※ 法人・組合等の方は、本文中の用語を以下のように読み替えてご参照ください。
「本店」→「主たる事務所」
「支店」→「従たる事務所」
「代表取締役」→「代表理事」等

2 どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店等または支店等の所在地の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人及び公益財団法人の理事、各種法人・組合等の代表者（以下代表者等という）などの住所の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地・建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合は、別途、不動産登記に関する手続きも必要となります。

3 登記期間

- ・ 上記（１）、（２）に該当する場合 実施日（令和８年９月１９日）から **２週間以内**
(遅れた場合、過料に処されることがあります。)
- ・ 上記（３）に該当する場合 実施日（令和８年９月１９日）から **２年以内 ※**

※ 《土地区画整理事業区域内の土地・建物に関する登記事務の停止について》

土地区画整理事業区域内の土地・建物については、換地処分による区画整理登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更、売買・贈与等による所有権移転等）や、登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間（２～３か月程度）停止されますので、ご注意ください。

4 本店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

蒲郡市港町△番△号にある「株式会社〇〇〇〇」の所在地の表示が、
蒲郡市港町〇番〇号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | | |
|-----------|---------------------------|-----|
| ① 必 要 書 類 | 変更登記申請書 | 1 通 |
| | 住所変更証明書 | 1 通 |
| ② 申 請 人 | 代表取締役 | |
| ③ 登 記 期 間 | 2 週間以内 | |
| ④ 申請書提出先 | 名古屋法務局岡崎支局（本店所在地を管轄する法務局） | |

※9 ページに記載例があります。ご参照ください。

5 支店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請する。

<本店の所在地で行う登記>

- ① 必 要 書 類 変更登記申請書 1 通
 住所変更証明書 1 通
- ② 申 請 人 代表取締役
- ③ 登 記 期 間 2 週間以内
- ④ 申請書提出先 本店所在地を管轄する法務局

6 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所が変わった代表者等の住所変更証明書を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

〇〇市××□□□番地に本店がある、「株式会社□□□」の代表取締役「港太郎」さんの住所の表示が、蒲郡市港町△番△号から蒲郡市港町〇番〇号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- ① 必 要 書 類 変更登記申請書 1 通
 住所変更証明書 1 通
- ② 申 請 人 代表取締役
- ③ 登 記 期 間 2 週間以内
- ④ 申請書提出先 本店所在地を管轄する法務局

※ 本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、1つの申請書に両方とも記載しても差し支えありません。(9ページをご参照ください。)

7 会社等が所有する不動産の名義人住所の変更

※ まず、会社等の所在地変更登記を先に済ませてから、以下の手続きをしてください。

(1) 手 続

不動産の「登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

※ 申請書には会社法人等番号（12ケタ）を記載して下さい。

添付書類として会社法人等番号を記載した場合、「履歴事項証明書」の添付が不要になります。

(2) 参考例

蒲郡市港町△番△号にある「株式会社〇〇〇〇」の所在地の表示が、蒲郡市港町〇番〇号に変更になり、この会社が蒲郡市内の土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必 要 書 類 登記申請書…………… 1 通
 住所変更証明書…………… 1 通
 履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する) ※ 1 通
 ※ 会社法人等番号記載の場合は不要です。
- ② 申 請 人 代表取締役
- ③ 登 記 期 間 変更日から2年以内に申請が必要になります
- ④ 申請書提出先 名古屋法務局豊川出張所（不動産の所在地を管轄する法務局）

※ 11ページに記載例があります。ご参照ください。

8 管轄法務局について

☆ 蒲郡市内の商業・法人登記の管轄法務局は、
名古屋法務局岡崎支局です。

名古屋法務局岡崎支局

〒444-8533 岡崎市羽根二丁目 2-1
岡崎合同庁舎
電話 0564(52)6415（自動音声案内）

☆ 蒲郡市内の不動産登記の管轄法務局は、
名古屋法務局豊川出張所です。

名古屋法務局豊川出張所 （管轄区域：蒲郡市、豊川市）

〒442-0067 豊川市金屋西町 3-3
電話 0533(86)2097（自動音声案内）

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照下さい。

参照：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

9 登記申請書の書き方について

① 申請書はA 4 の用紙に記載し、添付書類とともに左綴じにして提出してください。

紙質は長期間保存（30年以上）できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

② 申請書には受付番号シールを貼りますので、1枚目は上部5cm程度の余白を設けてください。また、日中ご連絡がとれる電話番号を必ず記載して下さい。

③ 文字は、パソコンで作成するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

④ 申請書の参考様式は法務省のホームページからダウンロードできます。

法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

⑤ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、書留郵便等で送付してください。

※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、郵便切手を貼った返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。なお、会社（法人）登記については、返却する書類がありませんので不要です。

⑥ インターネットを利用したオンライン申請が導入されました。申請方法等の詳細については法務局のサイトをご参照ください。

法務局 オンライン申請のご案内

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

⑦ 代理申請の場合は委任状が必要になります。詳細は法務局のホームページをご参照ください。

☒会社（☐法人）変更登記申請書

1. 会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇
1. フリガナ カブシキガイシャミナトショウジ
1. 商号（名称） 株式会社港商事
1. ※現在の登記上の本店（主たる事務所）所在地
愛知県蒲郡市 港町△番△号
1. 登記の事由
 - ☒（1）住居表示変更による本店の変更
 - ☒（2）住居表示変更による役員（1名）の住所変更 捨て印
1. 登記すべき事項
 - ☒（1）令和 8年 9月 19日住居表示変更
変更後の本店所在地（主たる事務所）
愛知県蒲郡市 港町〇番〇号
 - ☒（2）令和 8年 9月 19日住所変更
 - ☒①役員の資格 代表取締役 役員の氏名 港 太郎
変更後の住所 愛知県蒲郡市 港町〇番〇号
 - ☐②役員の資格 役員の氏名
変更後の住所 愛知県蒲郡市
 - ☐③役員の資格 役員の氏名
変更後の住所 愛知県蒲郡市
 - ☐④役員の資格 役員の氏名
変更後の住所 愛知県蒲郡市

変更が必要な事項にチェックを入れて、記入してください。
(✓)を

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添付書類 市町村長の証明書 2通

本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は、本店（会社分）と代表者（個人分）それぞれ1通ずつの証明書が必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和 8年 9月〇〇日

<申請人>

※変更があった場合は変更後の本店（主たる事務所）所在地を記述

所在地 愛知県蒲郡市 港町〇番〇号

商号（名称） 株式会社港商事

※代表者の住所に変更があった場合は変更後の住所を記述

住所 愛知県蒲郡市港町〇番〇号

資格 代表取締役 氏名 港 太郎 ⑩

電話番号 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇 （※会社届出印）

名古屋法務局岡崎支局

捨て⑩

（※会社届出印）

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和8年9月19日住居表示変更

変更後の事項 本 店 蒲郡市港町〇番〇号

申 請 人 蒲郡市港町〇番〇号
株式会社港商事
代表取締役 港 太郎 印

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

添付書類 会社法人等番号 変更証明書（※住所変更証明書を添付）

令和 年 月 日申請 名古屋法務局豊川出張所

登録免許税 登録免許税法5条第4号により免除

不動産の表示

所 在 蒲郡市港町
地 番 〇〇〇番
地 目 宅 地
地 積 1 2 3 0 . 5 0 m²

所 在 蒲郡市港町〇〇〇番地
家屋番号 〇〇〇番
種 類 事務所
構 造 木造 スレートぶき2階建
床面積 1階 1 6 5 . 3 6 m²
2階 5 8 . 3 8 m²

※登記事項証明書のとおりに正確に記載してください。

会社法人等番号を記載してください。
これにより会社の履歴事項証明書の添付を省略できます。

お問い合わせ

蒲郡市役所

市民生活部 市民課 住民情報担当

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号

TEL 0533-66-1110